

# 成城学園同窓会会則

昭和 29 年 5 月 29 日 制 定  
昭和 33 年 5 月 22 日 一部改正  
昭和 34 年 12 月 10 日 全部改正  
昭和 36 年 4 月 1 日 一部改正  
昭和 42 年 11 月 16 日 一部改正  
昭和 44 年 11 月 10 日 一部改正  
昭和 46 年 4 月 2 日 一部改正  
昭和 46 年 11 月 18 日 一部改正  
昭和 49 年 11 月 3 日 一部改正  
昭和 54 年 3 月 19 日 一部改正  
昭和 54 年 11 月 26 日 一部改正  
昭和 55 年 10 月 29 日 全部改正  
昭和 56 年 3 月 28 日 一部改正  
昭和 61 年 3 月 18 日 一部改正  
昭和 61 年 11 月 20 日 一部改正  
昭和 63 年 3 月 28 日 一部改正  
昭和 63 年 11 月 18 日 一部改正  
平成 10 年 11 月 30 日 一部改正  
平成 14 年 3 月 18 日 一部改正  
平成 18 年 11 月 18 日 一部改正  
平成 19 年 3 月 17 日 一部改正  
平成 20 年 3 月 15 日 一部改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、成城学園同窓会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、成城学園の同窓生相互の親睦を図り、かつ母校の発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 会誌および会員名簿の発行
- 二 懇親パーティその他の集会の開催
- 三 学校法人成城学園監事候補者および評議員の選出その他学校法人成城学園から委嘱された事務
- 四 その他必要な事業

(事務所)

第4条 この会は、事務所を東京都世田谷区成城6丁目1番20号成城学園内に置く。

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 この会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

- 一 旧制成城高等学校、旧制成城高等女学校、成城学園高等学校、成城大学、または成城大学短期大学部（成城短期大学）、同専攻科および成城大学大学院の課程を卒業、または修了した者
- 二 学制改革によって昭和24年3月に旧制成城高等学校第1学年を修了した者
- 三 理学部の廃止によって昭和28年3月に成城大学を退学した者
- 四 経済学部の医歯学進学課程の廃止によって昭和29年3月に成城大学を退学した者
- 五 アルザス成城学園高等部を卒業した者
- 六 第一号ないし第五号に掲げる者のほか、成城学園にかつて在学し、年齢18年に達した者で、入会の届出をし、常任委員会でこれを受理した者

(特別会員)

第6条 この会は、特別会員として、教職員会員および名誉会員を置く。

- 一 教職員会員は、成城学園の教職員および旧教職員とする
- 二 名誉会員は、常任委員会が推薦した者とする

## 第3章 代 議 員

(代議員)

第7条 この会に、代議員を置く。

(代議員の定数)

第8条 代議員の定数は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 旧制成城高等学校の卒業者（第5条第二号に掲げる者を含む。第24条第一号において同じとする。）においては、卒業時（第5条第二号に掲げる者においては、修了時）のクラスごとに1名
- 二 旧制成城高等女学校の卒業者においては、卒業時のクラスごとに2名
- 三 成城大学各学部および成城大学短期大学部（成城短期大学）、同専攻科の卒業者または修了者においては、各学部の同一年次の卒業者または修了者75名ごとに1名、38名以上の端数を生じたときは1名を加算する。ただし、各学部の同一年次の卒業者または修了者総数が75名に達しない場合は1名とする。
- 四 第5条第三号および第四号に掲げる者においては、退学時のクラスごとに1名
- 五 成城大学大学院修了者においては、博士課程前期修了時の年次ごとに1名
- 六 成城学園高等学校の卒業者においては、卒業時のクラスごとに1名
- 七 アルザス成城学園高等部の卒業者においては、卒業時の学年ごとに1名
- 八 第5条第一号ないし第五号に掲げる者のほか、成城学園にかつて在学し、年齢18年に達した者で、入会した者においては全体として1名

九 第 25 条の規定による者 5 名以内

(代議員の選任)

第 9 条 前条第一号ないし第七号に掲げる代議員は、当該各号に掲げるクラス等（以下「選挙単位」という）ごとに、所属会員の互選によって選出する。

2 前条第八号に掲げる代議員は、当該会員の互選によって選出する。

3 同一人が 2 以上の選挙単位等から選出されたときは、そのうち最後に卒業、修了、または退学した選挙単位の代議員の地位を得るものとする。

(代議員の任期)

第 10 条 代議員の任期は 6 年とし、重任を妨げない。

ただし、成城大学、成城短期大学または成城学園高等学校を新たに卒業した者から選出される代議員の任期は 3 年を超え 9 年を超えない範囲において常任委員会が予め定める期間とすることができる。

2 補欠の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3 代議員は、その任期満了の後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務を行なう。

(代議員の職務)

第 11 条 代議員は、学校法人成城学園監事候補者および評議員のうち卒業から選出すべき者の選出のほか、この会則に定める事項を行なう。

## 第 4 章 代 議 員 会

(代議員会)

第 12 条 この会に、議決機関として、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員全員をもって組織する。

(代議員会の権限)

第 13 条 代議員会は、学校法人成城学園監事候補者および評議員のうち卒業から選出すべき者の選出に関する規定の制定および改変のほか、この会則に定める事項を決定する。

(会議の招集)

第 14 条 代議員会は、常任委員会の決定に基づき、会長が招集する。

(招集の通知)

第 15 条 代議員会を招集するには、会日から 14 日前に、各代議員に対し、会議の目的事項を明示して、その通知を発することを要する。

(定時代議員会)

第 16 条 定時代議員会は、毎年 3 月および 10 月または 11 月の 2 回招集しなければならない。

(臨時代議員会)

第 17 条 臨時代議員会は、つぎの場合、会長が招集する。

一 常任委員会が決定したとき

二 代議員の 50 名以上の者が、会議の目的を明示した書面をもって常任委員会に請求したとき

(代議員会の議長)

第 18 条 代議員会は、会議の都度、議長を選出する。

2 議長は、会議終了後遅滞なく、議事録を作成し、常任委員会に提出しなければならない。

(代議員会の議事)

第 19 条 代議員会は、代議員総数の 5 分の 1 以上の者の出席によって成立する。

2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、議長は、代議員として議決に加わることができない。

3 代議員は、書面によってまたは他の代議員に委任して、議決権を行使することができる。

4 前項の規定によって議決権を行使する者は、出席者とみなす。

5 代議員会の議事について特別な利害関係のある者は、議決権を行使することができない。

## 第5章 役員

(役員の数)

第20条 この会は、会長1名、副会長2名以上、常任委員24名および監事2名を置く。

2 この会は、顧問および相談役を、若干名置くことができる。

(役員の職務)

第21条 会長は、この会を代表し、常任委員会の決定にしたがって、この会の業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長が予め定める順序にしたがって、この会の職務を代行する。

3 常任委員は、この会の常任委員会を組織して、この会の業務を決定する。

4 監事は、この会の業務の執行ならびに会計および財産状態を監査する。

5 顧問および相談役は、第3条の事業およびこの会の業務について、会長および常任委員会の諮問に対して意見を述べるることができる。

(役員を選任)

第22条 会長は、常任委員会が、会員のうちから指名する。

2 副会長、顧問および相談役は、常任委員会が、会員のうちから指名し、会長が、任命する。

3 常任委員のうち19名は、第24条各号に定める選出母体ごとにそれぞれの所属代議員の互選によって、他の5名は常任委員長の指名によって、選出する。

4 監事は、代議員の互選によって選出する。

(資格兼併の禁止)

第23条 役員は他の役員を兼ねることができない。

(互選常任委員の数)

第24条 第22条第3項の規定により代議員の互選によって選出される常任委員の定数は、選出母体ごとに次の各号に掲げるところによる。

一 旧制成城高等学校の卒業生 2名

二 旧制成城高等女学校の卒業生 1名

三 成城大学各学部の卒業生、成城大学短期大学部（成城短期大学）、同専攻科、および大学院の卒業生または修了者（第5条第三号および第四号に掲げる者を含む） 12名

四 成城学園高等学校およびアルザス成城学園高等部の卒業生 4名

(指名常任委員の代議員資格)

第25条 第22条第3項の規定によって常任委員長の指名により選出される常任委員が、代議員でないときは、その在任中、代議員とする。

(役員任期)

第26条 役員任期は、就任後3年目の10月または11月に開催される定時代議員会の終了にいたるまでとし、重任は、原則として3期までとする。

2 第10条第2項および第3項の規定は、役員について準用する。この場合において、同規定中「代議員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(役員補充)

第27条 第22条第3項の規定によって代議員の互選によって選出される常任委員に欠員が生じたときは、直近の選挙における次点者を、第24条の規定の定める区分にしたがって繰り上げて、これを補充する。

2 常任委員に当選した者または前項の規定によって補充された者が就任を辞退したときも、前項の例による。

3 監事に欠員が生じたとき、または監事に当選した者が就任を辞退したときは、前2項を準用する。この場合において、第1項中「第22条第3項の規定により代議員の互選によって選出される常任委員」および第2項中「常任委員」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

## 第6章 常任委員会

(常任委員長、常任副委員長)

第28条 常任委員会に、常任委員長1名および常任副委員長2名を置く。

- 2 常任委員長および常任副委員長は、常任委員の互選によって選出する。
- 3 常任委員長は、この会を代表し、常任委員会の決定に基づいて、この会の業務を執行する。
- 4 常任副委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるとき、または常任委員長が欠けたときは、常任委員長が予め定める順序にしたがって、その職務を代行する。

(会議の招集)

第29条 常任委員会は、常任委員長が招集する。

- 2 常任委員会を招集するには、会日から7日前に、各常任委員に対し、会議の目的事項を明示して、その通知を発することを要する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(常任委員による招集の請求)

第30条 常任委員長は、常任委員5名以上から会議の目的事項を明示して常任委員会の招集請求があったときはこれを招集しなければならない。

- 2 前項の請求があった日から7日以内に、常任委員長が常任委員会の招集の手続きをしないときは、その請求をした者は、これを招集することができる。

(常任委員会の議事)

第31条 常任委員会の議長は、常任委員長をもって充てる。

- 2 常任委員会の議事は、常任委員の過半数で決し、可否同数のときは、常任委員長の決するところによる。
- 3 第19条第3項ないし第5項の規定は、常任委員会の議事について準用する。この場合において、同規定中「代議員」とあるのは、「常任委員」と、「代議員会」とあるのは「常任委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(常任委員会議事録)

第32条 常任委員長は、会議終了後遅滞なく、議事録を作成しなければならない。

## 第7章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第33条 この会に、委員10名をもって組織する選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、代議員および常任委員・監事、ならびに学校法人成城学園監事候補者および評議員のうち卒業者から選出すべき者の選出に関する事務を管理する。

## 第8章 事務局

(事務局の構成)

第34条 この会に、会務執行のために、事務局を置く。事務局は、事務局長および事務局員によって構成する。

- 2 事務局長は、常任委員会の承認を経て、会長が任免し、常任委員会の指揮の下に、この会の事務を処理する。

## 第9章 会 計

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

(予算および決算)

第36条 この会の予算は、毎事業年度開始前に、代議員会の議決によって決定する。

- 2 この会の決算は、監事の意見を付して、毎事業年度終了後最初の定時代議員会に提出して、その承認を得なければならない。

(会費)

第 37 条 この会の会費は、終身会費および維持会費とする。

2 終身会費は、金 30,000 円とし、維持会費は、1 口につき年額 3,000 円とする。

3 会員は、入会に際して終身会費全額を納付するものとする。

4 会員は、随時、維持会費 1 口以上を納付することができる。

(基金の積立)

第 38 条 この会は、事業年度ごとに、終身会費収入の一部を、基金として積み立てなければならない。

2 前項の基金について、積立額および用途は、代議員会が決定する。

## 第 10 章 地方支部、部会およびクラブ

(地方支部)

第 39 条 会員は、常任委員会の承認を経て、地方支部を組織することができる。

2 地方支部の名称は、その地方を表わす文字に「成城会」の文字を付するものとする。

(部会)

第 40 条 会員は、第 5 条第一号に掲げる学校別に部会を設けることができる。

(クラブ)

第 41 条 会員は、成城学園にかつて存在しまたは現に存在する運動部、文化部、同好会その他の団体の OB または OG 会を、クラブとして登録することができる。

(届出事項)

第 42 条 地方支部、部会またはクラブは、名称・代表者および構成員を常任委員会に届け出るものとする。

## 第 11 章 会則の変更

(会則の変更)

第 43 条 この会則を変更するには、代議員会の議決を経なければならない。

## 第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 44 条 この会の公告は、この会の事務所に掲示し て行なう。

(施行規則)

第 45 条 この会則の施行について必要な事項は、常任委員会が定める。

**付則** (昭和 55 年 10 月 29 日)

この改正は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

**付則** (昭和 63 年 3 月 28 日)

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

**付則** (昭和 63 年 11 月 18 日)

この改正は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

**付則** (平成 10 年 11 月 30 日)

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**付則**（平成 14 年 3 月 18 日）

1 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 14 年 3 月に新たに卒業する者から選出される代議員については、本改正を適用する。

2 現在その任にある代議員、常任委員ならびに監事については、現在の任期中はその地位を保つものとする。

**付則**（平成 18 年 11 月 18 日）

この改正は、平成 18 年 11 月 18 日から施行する。

**付則**（平成 19 年 3 月 17 日）

この改正は、平成 19 年 3 月 17 日から施行する。

**付則**（平成 20 年 3 月 15 日）

1 常任委員の定数を 20 名から 24 名に増員し、第 24 条第三号による選出常任委員を 8 名から 12 名とする。

2 この改正は、平成 20 年 3 月 15 日から施行する。

## \* 施行規則集 \*

### 新卒会員から選出される代議員の任期等の特例に関する規則

会則施行規則第1号  
制定 昭和56年2月26日  
一部改正 平成19年3月17日

(任期)

第1条 成城大学または成城学園高等学校を新たに卒業した会員から選出される代議員の任期は、卒業の年に始まり、3年を経過した後最初の通常選挙（既卒会員から選出される代議員の任期満了による選挙）の年の6月30日に終わる。

(選出の時期)

第2条 前条に定める代議員は、卒業前に、あらかじめ選出することができる。

(選挙管理委員会の不関与)

第3条 選挙管理委員会は、前条の定めによる代議員の選出については、事務を管理することを要しない。

**付則**（昭和56年2月26日）

この規則は、昭和56年3月1日から施行する。

**付則**（平成19年3月17日）

- 1 成城大学短期大学部の閉校にともない、第1条中の成城短期大学を削除する。
- 2 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

### 成城大学経済学部を昭和54年度までに卒業した会員から選出される代議員の選出方法の特例に関する規則

会則施行規則第2号  
制定 昭和56年2月26日  
廃止 平成14年4月22日



## 代議員の選出に関する規則

会則施行規則第3号

制定 昭和56年3月17日  
一部改正 平成10年12月14日  
一部改正 平成14年4月22日  
一部改正 平成17年2月7日  
一部改正 平成24年1月30日

(目的)

第1条 この規則は、会則に則り、代議員を選出する手続きを定め、その選出が適正に行なわれるようにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、会員の互選によって選出される代議員の選挙について、適用する。

(選挙事務の管理)

第3条 代議員の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙に関する周知)

第4条 選挙管理委員会は、選挙に際し、投票の方法その他選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

(選挙権および被選挙権)

第5条 会則第2章第5条第一号ないし第六号に該当する者は、代議員の選挙権および被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第6条 選挙人名簿は、事務局長が管理する会員名簿をもって充てる。

(選挙の期日)

第7条 選挙は、代議員の任期の終わる日の前60日以内に行なう。

2 選挙の期日は、投票締切日を示して、その25日前までに告示しなければならない。

3 前項の告示は、事務局に提示するほか、選挙人名簿に記載された者にその旨の通知を発送して行なう。

4 前項の通知は、これを受けるべき者の住所が外国にあるときまたは不明のときは、発送することを要しない。

(投票の方法)

第8条 選挙は、投票によって行なう。

(一人一票)

第9条 投票は、各選挙単位について、一人一票に限る。

(投票用紙の発送)

第10条 選挙管理委員会は、投票締切日の14日前までに投票用紙を選挙人名簿に記載された者に発送しなければならない。

2 投票用紙は、これを受けるべき者の住所が外国にあるときまたは不明のときは、発送することを要しない。

(投票の記載および郵送)

第11条 選挙人は、投票用紙に所定の員数の被選挙人の氏名を自書し、選挙管理委員会に郵送または持参する。

(投票の日)

第12条 開票は、投票締切日の翌日から行なう。

(投票の無効)

第13条 次の各号に掲げるもののうち、第一号から第三号までの投票は全部無効とし、第四号および第五号の投票は当該部分に限り無効とする。

一 正規の投票用紙を用いないもの

二 所定の員数をこえる被選挙人の氏名を記載したもの

三 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの

ただし、職業、身分または敬称の類を記入したものは、この限りでない

四 被選挙人以外の者の氏名を記載した場合のその部分

五 被選挙人の何人を記載したかを確認しがたい場合のその部分

(当選人)

第14条 投票の結果、有効投票の比較多数を得た者を当選人とする。ただし、同数の比較多数を得た者があるときは、選挙管理委員会がくじによって、当選人を定める。

(代議員の補充)

第15条 会員の互選によって選出された代議員に欠員が生じた場合は、直近の選挙における次点者を繰り上げて、補充する。ただし同数の得票の次点者があるときは、前条のただし書きの例による。

2 代議員に当選した者または前項の定めによって補充された者が就任を辞退したときも、前項の例による。

3 前2項の定めによって代議員の欠員を補充することができないときは、常任委員会は当該選挙母体に属する会員の中から補欠の代議員を指名することができる。

(当選人等の報告)

第16条 当選人が定まったときは、選挙管理委員会は、速やかに当選人その他選挙の次第を常任委員会に報告しなければならない。

(他規則の準用)

第17条 学校法人成城学園監事候補者および評議員の選出に関する規則(平成10年12月1日施行)第14条(投票の管理)、第15条(投票箱の閉鎖)、第16条(投票録)、第17条(開票の立会)、第19条(開票の参観)、第20条(開票の場合の投票の効力の決定)、第22条(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)、第23条(選挙録)および第24条(投票録および選挙録の保存)の規定は、この規則による選挙について準用する。この場合において、「候補者」とあるのは、「被選挙人」と読み替えるものとする。

**付則**(昭和56年3月17日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後における最初の選挙においては、第14条第2項の適用について、当該選挙母体における前任の代議員の数が代議員の定数を超える場合は、その者の間の協議によって、協議がととのわないときは選挙管理委員会がくじによって、代議員を定める。

**付則**(平成10年12月14日)

1 この改正は、平成11年1月1日から施行する。

2 この付則の第2項は平成14年4月22日削除する。

**付則**(平成14年4月22日)

この改正は、平成14年4月22日から施行する。

**付則**(平成17年2月7日)

この改正は、平成17年2月8日から施行する。

**付則**(平成18年11月18日)

この改正は、平成18年11月18日から施行する。

**付則**(平成24年1月30日)

1 第10条および第11条第13条の投票はがきの表記を投票用紙とする。

2 この改正は、平成24年1月30日から施行する。

## 選挙管理委員会規則

会則施行規則第4号

制定 昭和56年9月11日

一部改正 平成19年3月17日

一部改正 平成24年1月30日

(この規則の目的)

第1条 この規則は、会則第7章に定める選挙管理委員会の基本的な運営方法を確立し、その公正な活動を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 選挙管理委員会は、会則第33条第2項に定める事務を管理する。

(選挙に関する周知)

第3条 選挙管理委員会は、選挙に際し、投票の方法その他選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

(委員等の選任)

第4条 選挙管理委員会の委員は、役員以外の者で、かつ、会則第5条に該当する年齢25年以上の会員の中から常任委員会の議決による指名にもとづいて、常任委員長が委託する。

2 選挙管理委員が欠けた場合は、前項にもとづいて委員の補充を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 選挙管理委員会に、委員長および副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理または代行する。

(会議)

第7条 選挙管理委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選挙管理委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。

3 選挙管理委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 選挙管理委員会の庶務は、事務局において処理する。

**付則** (昭和56年9月11日)

1 この規則は、昭和56年9月12日から施行する。

**付則** (平成19年3月17日)

1 予備委員の廃止にともない、第4条第2項および第3項を削除し、新たに第2項を加える。

2 この改正は、平成19年3月17日から施行する。

**付則** (平成24年1月30日)

1 第4条の選挙管理委員会の選任を、会則第5条第1号の会員に限定せず、全同窓会員から選任することとする。

2 この改正は、平成24年1月30日から施行する。

# 常任委員および監事の選出に関する規則

会則施行規則第5号  
制定 昭和59年7月10日  
一部改正 平成2年3月20日  
一部改正 平成14年4月22日  
一部改正 平成14年6月20日  
一部改正 平成20年6月26日  
一部改正 平成24年1月30日

## 第1章 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、会則に則り、常任委員および監事を選出する準則を定め、その選出が適正に行なわれるようにすることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第2条 この規則は、代議員の互選によって選出される常任委員および監事の選挙について、適用する。

(選挙事務の管理)

第3条 常任委員および監事の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙に関する周知)

第4条 選挙管理委員会は、投票に際し、投票の方法その他選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

(通知等の発送)

第5条 この規則の定めにもとづいて選挙管理委員会が行なう通知および投票用紙、その他文書による伝達は、これを受けるべき者の住所が外国にあるときまたは不明のときは、発することを要しないものとする。

## 第2章 選挙権および被選挙権

(選挙権および被選挙権)

第6条 代議員は、常任委員および監事の選挙権および被選挙権を有する。

## 第3章 選挙人名簿

(選挙人名簿)

第7条 選挙人名簿は、各選挙を通じて、一つの名簿とする。

2 選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整および保管の任に当たるものとし、選挙を行なう度ごとに、選挙人名簿を作成するものとする。

(選挙人名簿の様式)

第8条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所および所属する代議員の選挙単位の名称を記載しなければならない。

(縦覧)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の告示と同時に、少なくとも5日間、選挙人名簿を事務局において縦覧に供さなければならない。

## 第4章 選挙期日

(選挙の期日)

第10条 選挙は、常任委員および監事の任期が終わる日の前30日以内に行なう。

2 選挙の期日は、その25日前までに告示しなければならない。

3 前項の告示は、事務局に掲示するほか、選挙人名簿に記載された者にその旨の通知を発して行なう。

(同時選挙)

第11条 常任委員の選挙と監事の選挙は、同時に行なう。

## 第5章 候補者

(常任委員候補者の立候補の届出)

第12条 常任委員の候補者となろうとする者は、当該選挙の告示があった日から14日以内に、文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 選挙人が他人を常任委員の候補者としようとするときは、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

3 前2項の文書は、様式第1(イ)または(ロ)によるものとする。

(立候補の辞退)

第13条 常任委員の候補者は、前条第1項の期間の末日までに、選挙管理委員会に、文書による届け出をしなければ、その候補者たることを辞退することができない。

(監事候補者への準用)

第14条 前2条の規定は、監事の候補者となろうとする者について、準用する。この場合、「常任委員」とあるのは、「監事」と読みかえるものとする。

## 第6章 候補者名簿

(候補者名簿の作成)

第15条 選挙管理委員会は、第12条第1項の期間の満了後、すみやかに候補者名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿には、候補者の氏名、住所および所属する代議員の選挙単位の名称ならびに選挙管理委員会が定める事項を記載しなければならない。

(候補者名簿の発送)

第16条 選挙管理委員会は、選挙期日の7日前までに、候補者名簿を、選挙人名簿に記載された者に発送しなければならない。但し、候補者の住所は市区町村名とする。

## 第7章 投票

(選挙の方法)

第17条 選挙は、投票によって行なう。

(一人一票)

第18条 投票は、各回選挙について、一人一票に限る。

(投票管理者)

第19条 削除(平成20年5月26日)

(投票用紙の様式)

第20条 常任委員の選挙の投票用紙は、各選挙母体ごとに、会則第24条に定める数の欄に区分する。

2 監事の選挙の投票用紙は、2つの欄に区分する。

3 前2項の投票用紙は、様式第3によるものとする。

(投票用紙等の発送)

第21条 選挙管理委員会は、投票用紙を、選挙期日の7日前までに選挙人に発送しなければならない。ただし、国外に住所を有する選挙人については、この限りでない。

(投票の方法)

第22条 常任委員の選挙の投票は、会則第24条に定める選挙区分につき、当該区分に属する代議員が同じ区分の候補者からその定数以内を選ぶものとする。

2 前項の規定にかかわらず会則第8条第八号に掲げる代議員の投票は、本規則において会則第24条第三号の区分に属するものとする。

3 監事の選挙の投票は、その候補者から2名以内を選ぶものとする。

(投票の記載事項および送付)

第23条 選挙人は、候補者名簿の記載の中から選出しようとする者の氏名を正規の投票用紙の所定欄に自書し、各欄を切りはなさないで、これを選挙管理委員会が定める方法により選挙管理委員会へ選挙の期日までに到着するように郵送または持参する。

2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載または押印してはならない。

(投票の管理)

第 24 条 選挙管理委員会は、前条の規定による投票の送付があったときは、ただちにこれを受けつけ、受領時の状態のまま投票箱に入れてこれを保管しなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第 25 条 選挙管理委員会は、投票締切日の午後 6 時に投票箱を閉鎖しなければならない。

2 選挙管理委員会は、投票箱の閉鎖後は、投票を受けつけてはならない。

(投票録の作成)

第 26 条 選挙管理委員会は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、委員長がこれに署名する。

(開票事務および選挙会事務)

第 27 条 開票の事務および選挙会の事務は、選挙管理委員会が行なう。

(選挙立会人)

第 28 条 選挙管理委員会は、会員の中から選挙立会人若干名を指名して、開票および選挙会に立会わせることができる。

(開票事務と選挙会事務の合同)

第 29 条 開票の事務は、選挙会場において、選挙会の事務に合わせて行なう。

(選挙会の開催場所)

第 30 条 選挙会は、選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会の場所および日時)

第 31 条 選挙管理委員会は、予め選挙会の場所および日時を告示しなければならない。

2 第 10 条第 3 項の規定は、前項の告示について準用する。

(選挙会日)

第 32 条 選挙会は、選挙期日の翌日に行なう。

(開票)

第 33 条 選挙管理委員会は、選挙立会人立会のうえ、投票箱を開き、選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 34 条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。その決定に当たっては、その投票した選挙人の意思が明白であれば、第 35 条（無効投票）の規定に反しない限りにおいて、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 前項の場合、選挙管理委員会は、選挙立会人の意見を聴く事ができる。

(無効投票)

第 35 条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

一 第 23 条の規定に違反したもの

二 投票用紙の 1 の欄に 2 名以上の者または投票者の選出母体に属する候補者以外の者を記載した場合のその欄の票

三 候補者の何人を記載したかを確認し難い場合のその欄の票

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第 36 条 同一の氏名、氏または名の候補者が 2 人以上ある場合において、その氏名、氏または名のみを記載した投票は、前条第三号の規定にかかわらず、有効とする。

2 前項の有効得票は、当該候補者のその他有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(選挙会)

第 37 条 選挙管理委員会は、開票終了後ただちに選挙会を開き、選挙立会人立会のうえ、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

(開票等の参観)

第 38 条 選挙人は、開票および選挙会の参観を求めることができる。

(選挙録の作成およびその他関係書類の保存)

第 39 条 選挙管理委員会は、開票後速やかに選挙録を作成し、開票に関する次第および候補者の得票総数を記載しなければならない。

2 選挙録には、委員長が署名する。

3 投票は、有効無効を区別し、投票録および選挙録とあわせて、選挙管理委員会において、当該選挙にかか

る常任委員および監事の任期間、保存しなければならない。

## 第8章 当 選 人

(当選人)

第40条 各選挙において、有効投票の比較多数を得た者を当選人とする。ただし、常任委員の選挙については会則第24条各号に掲げる区分ごとに当選人を定める。

2 当選人を定めるにあたり、投票数が同じである場合は、選挙管理委員会がくじで定める。

(無投票当選)

第41条 選挙の期日の告示があった日から14日後において、第12条第1項または第2項の規定による届け出のあった常任委員の候補者が、会則第24条各号に掲げる区分の定数を超えないときは、当該区分に限り、投票は行なわない。第14条の規定による届け出のあった監事の候補者が、会則第20条に掲げる定数を超えないときも、同様とする。

2 前項の規定によって投票を行なわないことになったときは、選挙管理委員会は、当該候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人決定の場合の報告、告知および告示)

第42条 当選人が定まったときは、選挙管理委員会は、ただちに当選人の住所、氏名、所属する代議員の選挙単位の名称、得票数および各候補者の得票数その他選挙の次第を常任委員会に報告し、当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所、氏名、および所属する代議員の選挙単位の名称を告示しなければならない。

2 前項の告示は、事務局に掲示して行なう。

**付則** (昭和59年7月10日)

この規則は、昭和59年10月または11月に開催される定時代議員会の終了の時から任期が始まるべき常任委員または監事の選出から施行する。

注：様式第1(イ)(ロ)、様式第2については省略する。

**付則** (平成2年3月20日)

この改正は、平成2年3月21日から施行する。

**付則** (平成14年4月22日)

この改正は、平成14年4月22日から施行する。

**付則** (平成14年6月20日)

この改正は、平成14年6月20日から施行する。

2 様式第3(1～4)については省略する。

**付則** (平成20年6月26日)

1 海外居住選挙人への投票用紙送付を不要とする事を明確化するため、第5条と第21条を改正。

2 投票管理者を廃止し、選挙管理委員会が選挙についての責任を持つことを明確化するため、第19条を削除、第24・25・26・34・39条を改正。

3 この改正は、平成20年5月26日から施行する。

**付則** (平成24年1月30日)

1 第16条の選挙人に発送する候補者名簿の住所を市区町村とする。

2 この改正は、平成24年1月30日から施行する。

## 役員の業務に関する規則

会則施行規則第6号  
制定 平成19年7月23日

(会長)

第1条 会長は、成城学園同窓会（以下、この会という）を代表して、常任委員会の決定にしたがって、つぎの業務を執行する。

- 一 代議員会を招集する。
- 二 常任委員会が、会員のうちから指名した副会長および顧問、相談役を任命する。
- 三 常任委員会の承認を経て、事務局長を任命する。
- 四 この会主催の式典および会議に出席し、この会を代表して挨拶する。
- 五 成城学園からの招待に応じて、この会を代表して式典等に出席する。
- 六 友誼校のこの会の招待に応じて、式典等に出席する。
- 七 その他、常任委員会が必要と認めた業務を執行する。

(副会長)

第2条 副会長は、前条各号の会長の業務を補佐する。

- 2 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときに、会長が予め定める順序にしたがって、その職務を代行する。

(常任委員長)

第3条 常任委員長は、この会を代表し、常任委員会の決定に基づいて、つぎの業務を執行する。

- 一 常任委員会を招集し、主宰する。
- 二 会則第22条第3項の規定にしたがって、5名の常任委員を指名する。
- 三 常任委員会の決定に基づき、事務局長を指揮する。
- 四 常任委員会の中に小委員会を設置して、この会の財務その他の業務を統括する。
- 五 必要に応じて、専門委員会を組織して、会員の中から委員を指名する。
- 六 常任委員会を代表して、会員等にこの会の事業および活動を定期的に報告する。
- 七 その他、常任委員会が必要とする業務を執行する。

(常任副委員長)

第4条 常任副委員長は、前条各号の常任委員長の業務を補佐する。

- 2 常任委員長に事故があるとき、または常任委員長が欠けたときは、常任委員長が予め定める順序にしたがって、その職務を代行する。

(常任委員)

第5条 常任委員は、この会の常任委員会を組織して、この会の業務を決定する。

- 2 常任委員は、小委員会および専門委員会にそれぞれ所属して、この会の業務を執行する。
- 3 常任委員は、代議員会で会務報告をするとともに、会報等を通して会員にこの会の事業および活動を定期的に報告する。
- 4 常任委員は、常任委員会の決定に基づいて、この会の事業の実施を指揮する。

(監事)

第6条 監事は、この会の業務の執行ならびに会計および財産状態を監査する。

- 2 監事は、常任委員会に出席してこの会の業務について、意見を述べることができる。

(顧問および相談役)

第7条 顧問および相談役は、会長および常任委員会の諮問に対して意見を述べることができる。

- 2 顧問および相談役は、原則として、つぎのものから指名される。
  - 一 この会の事業および活動に貢献したもの
  - 二 この会の発展に寄与し得るもの

付則（平成19年7月23日）

この規則は、平成19年7月23日から施行する。



## 学校法人成城学園監事候補者および評議員の選出に関する規則

成城学園同窓会

制定 昭和 53 年 10 月 11 日

一部改正 昭和 56 年 3 月 28 日

一部改正 平成 10 年 11 月 30 日

一部改正 平成 18 年 11 月 18 日

第 1 条（この規定の目的） この規定は、会則の定めにより、学校法人成城学園の委嘱に基づいて同法人の監事候補者および評議員を選出する手続きを確立し、その選挙が公正に行なわれるようにすることを目的とする。

第 2 条（適用範囲） この規則は、前条監事候補者および評議員の選挙について適用する。

第 3 条（選挙事務の管理） 前条監事候補者および評議員の選出に関する事務は、会則第 7 章に規定する選挙管理委員会が管理する。

第 4 条（選挙に関する周知） 選挙管理委員会は、選挙に際し、投票の方法その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

第 5 条（選挙権） 代議員は、監事候補者および評議員の選挙権を有する。ただし、学校法人成城学園寄附行為施行規則第 10 条第 2 号の規定によって選挙権を辞退したものとみなされた者については、この限りでない。

2 選挙管理委員会は、選挙の期日の告示のあった日の 14 日後に選挙人名簿に記載がある者をもって選挙権を行使すべきものとみなす旨を、当該選挙の告示と同時に示さなければならない。

第 6 条（被選挙権） 同窓会会員のうち、学校法人成城学園の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者で年齢 25 年以上の者は、監事候補者および評議員の被選挙権を有する。

2 前条第 1 項但書は、前項の場合に準用する。この場合、「選挙権」とあるのを「被選挙権」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の年齢は、第 9 条第 1 項の期間が満了する日によって算定する。

第 7 条（選挙人名簿） 選挙人名簿は、選挙ごとに作成し、事務局に備えなければならない。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、および所属する代議員の選挙単位の名称を記載しなければならない。

第 8 条（選挙の期日） 選挙の期日は、投票締切日を示してその 25 日前までに告示しなければならない。

2 前項の告示は、事務局に掲示する外、選挙人名簿に記載された者にその旨の通知を発して行なう。

第 9 条（候補者） 監事候補者または評議員の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の告示があった日から 14 日以内に文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 選挙人が他人を監事候補者または評議員の候補者としようとするときは、5 名以上の者が共同でするときに限り、前項の期間内に文書で選挙管理委員会にその推薦の届け出をすることができる。

3 前 2 項の文書には、候補者となるべき者の氏名、卒業した学校・クラスの名称および住所、ならびに選挙管理委員会が定める事項を記載しなければならない。

第 10 条（投票の方法） 選挙は投票によって行なう。

第 11 条（一人一票） 投票は、選挙人の所属する代議員の選挙単位の数にかかわらず、一人一票に限る。

第 12 条（選挙用紙の発送等） 選挙管理委員会は、投票締切日の 7 日前までに投票用紙を、候補者名簿および投票用封筒とともに選挙人に発送しなければならない。ただし、国外に住所を有する選挙人については、この限りではない。

第 13 条（投票の記載および郵送） 選挙人は、投票用紙に候補者名簿の記載の中から監事候補者については 1 名、評議員については 7 名以内の候補者の氏名を自書し、これを投票用封筒に封入して選挙管理委員会に郵送または持参しなければならない。

第 14 条（投票の管理） 選挙管理委員会は、前条の規定による投票の送付があったときは、直ちにこれを受け付け、受領時の状態のまま投票箱に入れて保管しなければならない。

第 15 条（投票箱の閉鎖） 選挙管理委員会は、投票締切日の午後 6 時に投票箱を閉鎖する。

2 選挙管理委員会は、投票箱の閉鎖後は、投票を受け付けてはならない。

第 16 条（投票録） 選挙管理委員会は、投票録を作成し、投票に関する次第を記載しなければならない。

2 投票録には、委員長が署名する。

第 17 条（開票の立会） 開票には選挙管理委員会が指名する開票立会人若干名の立会を要する。

第 18 条（開票の日） 開票は、投票締切日またはその翌日に行なう。

第 19 条（開票の参観） 代議員は、開票を参観することができる。

第 20 条（開票の場合の投票の効力の決定） 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限り、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 前項の場合、選挙管理委員会は、開票立会人の意見を聴く事ができる。

第 21 条（投票の無効） 次の各号の中、第一号から第三号までの投票は全部無効とし、第四号および第五号の投票は当該部分に限り無効とする。

一 正規の用紙を用いないもの

二 監事候補者については複数名を、評議員については7名をこえる候補者の氏名を記載したもの

三 候補者の氏名の外、他事を記載したもの

ただし、職業、身分、所属または敬称の類を記入したものは、この限りでない

四 候補者以外の者の氏名を記載した場合のその部分

五 候補者の何人を記載したかを確認し難い

2 場合のその部分

第 22 条（同一氏名等の候補者に対する投票の効力） 同一の氏名、氏または名の候補者が2名以上ある場合において、その氏名、氏または名のみを記載した投票は、前条第五号の規定のかかわらず、有効とする。

2 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

第 23 条（選挙録） 選挙管理委員会は、開票後速やかに選挙録を作成し、開票に関する次第および候補者の得票総数を記載しなければならない。

2 選挙録には、委員長が署名する。

第 24 条（投票録および選挙録の保存） 投票録および選挙録は、当該選挙にかかる監事候補者および評議員の在任期間中、保存しなければならない。

第 25 条（当選人） 選挙において有効投票の比較多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じである場合は、選挙管理委員会がくじで決める。

第 26 条（無投票当選） 選挙の期日の告示があった日から14日後において第9条第1項または第2項の規定による届出のあった候補者が監事候補者または評議員の定数をこえないときは、投票は行なわない。

2 前項の規定により投票を行なわないこととなったときは、選挙管理委員会は、当該候補者を当選人と定めなければならない。

第 27 条（当選人決定の場合の報告、告知および告示） 当選人が定まったときは、選挙管理委員会は直ちに当選人の氏名、卒業した学校・クラスの名称、住所、得票数および各候補者の得票総数その他選挙の次第を常任委員会に報告し、かつ、当選人に当選の旨を告知し、当選人の氏名、卒業した学校・クラスの名称および住所を告示しなければならない。

2 前項の告示は、事務局に掲示して行なう。

**付則**（昭和 53 年 10 月 11 日）

この規定は、昭和 53 年 10 月 12 日から施行する。

**付則**（昭和 56 年 3 月 17 日）

この改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

**付則**（平成 10 年 11 月 30 日）

この改正は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

**付則**（平成 18 年 11 月 18 日）

1 学校法人成城学園寄附行為および同施行細則の一部改正にともない、監事を監事候補者とする。

この改正は、平成 18 年 11 月 18 日から施行する。